

問題

1. 憲法

国会は、外国産に比べ価格が高く、国際競争力の弱いある製品の生産者を保護し、その健全な発展を図るため、外国からの輸入を規制し、その製品の価格の安定を図る措置を講ずる法律を制定した。その製品を原材料として商品を製造している甲は、この法律による規制措置のため、外国から自由にその製品を輸入することができなくなり、その結果、製造コストが高騰し、著しい収益の低下に見舞われた。甲は、該当立法行為は、「営業の自由」を侵害する違法な公権力の行使に当たるとして、国家賠償法に基づく損害賠償を請求している。

当該請求に含まれる憲法上の問題点について、その請求の可否と共に論じなさい。

2. 民法

次の事例を読み、設問に答えなさい。

〔事例〕

平成 27 年 1 月 10 日、Y は、A との間で、工事完成期日を平成 27 年 6 月 10 日とし、Y 所有の土地に A が甲建物を建設する旨の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。本件請負契約においては、A は、請負代金の一部を受領するとともに、工事が完成した時に残代金を受領することとされていた。平成 27 年 4 月 30 日、A は請負代金債権のうち、工事完成時に支払われる分を X に譲渡し、Y はこれに対して異議をとどめない承諾をした。その後、A は、工事が全体の約 6 割に達したところで、工事を中止し、そのまま放置した。そこで、平成 27 年 6 月 30 日、Y は A の債務不履行を理由に本件請負契約を解除した。

ところが、本件請負契約の解除後、X が、Y に対して、譲り受けた請負代金債権の支払を求めてきた。

〔設問〕

X が、Y に対して、譲り受けた請負代金債権の支払を求めることは可能か。以下の X の主張の可否を論じつつ、Y への支払い請求の可否について論じなさい。

【X の主張】

私は、請負代金債権を A から譲り受けているのだから、Y から支払を受ける権利がある。確かに、当該債権が将来完成されるべき未完成工事部分の請負報酬金債権であることは知っていた。しかし、Y は、当該債権が譲渡された際、異議をとどめない承諾をしているのだから、私が知っていたか否かは関係がない。また、Y は債務不履行を理由に本件請負契約を解除しているが、Y が異議をとどめない承諾をした後に債務不履行が生じている以上、そもそも Y は、私に対して、本件請負契約の解除を主張することはできないと考える。

3. 経済学

消費者行動に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 無差別曲線（原点に対して凸型の形状）が互いに交わらない理由を、図を用いて説明しなさい。
- (2) 必需品を奢侈品の違いを次の用語を用いて説明しなさい。

用語：需要の所得弾力性

- (3) 上級財である第 1 財と下級財である第 2 財を消費する消費者を考える。第 1 財の価格が上昇したとき、それぞれの財の需要に与える影響を次の用語を用いて説明しなさい。なお、説明の際には図を用いること。

用語：代替効果，所得効果

4. 会計学

企業会計において報告される計算書に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 損益計算書の意義について説明しなさい。また、そこで報告される以下の各項目について、具体的な勘定項目を挙げながら説明しなさい。

- ① 営業利益
- ② 経常利益
- ③ 当期純利益

- (2) キャッシュ・フロー計算書の意義について説明しなさい。また、そこで報告される三つのキャッシュ・フローについて、具体例を挙げながら説明しなさい。

5. 社会学

官僚制に関するマートンの主張について説明しなさい。また、マートンの影響を受けたブラウやグールドナーの主張についても説明しなさい。